

第 7 8 0 回むつ市教育委員会会議 会議録

1 開会及び 閉会に関 する事項	令和7年6月19日（木） 13:00 ～ 13:45 むつ市役所本庁舎 第4会議室
2 出席委員 及び欠席 委員の氏 名	【出席】 教 育 長 阿 部 謙 一 委 員 田 中 志 昌 委 員 納 谷 順 子 委 員 黒 木 和 之 委 員 長 岡 俊 成
3 説明のため に出席 した者の 職及び氏 名	教育部長 福山 洋司 施設整備技術監 畑中 渉 次長 岩瀬 圭吾 デジタル教育指導監 澁田 健太 副理事総務課長 柏谷 圭則 副理事生涯学習課長 横山 拓子 副理事学校教育課長 石川 禎大 副理事地域クラブ企画推進課長 菊池 円 副理事中央公民館長 櫻井 忍 川内公民館長 高橋 康強 副理事大畑公民館長 金田 貴裕 脇野沢公民館総括主幹 高松 英浩 副理事図書館長 柳谷 恭子 【事務局】 総務課主幹 澤谷 武志 総務課主任 北川 京弥
4 委員又は 教育長等 の報告	なし
5 議題及び 議事に関 する事項	教育長 それでは、ただいまから「第780回むつ市教育委員会会議」を開会いたします。会議録の署名についてであります。今回は長岡委員にお願いいたします。 本日は、議案が1件、報告事項が2件となっております。それでは、議事に入ります。 ●議案第1号 「むつ市視聴覚ライブラリーの廃止について」（中央公民館） 教育長 議案第1号「むつ市視聴覚ライブラリーの廃止について」について、事務局からの説明を求めます。 中央公民館長 （説明）

教育長	ただいま事務局より説明がありました、本件についてご質問などはありませんでしょうか。
田中委員	16mm フィルムは貴重な資料となるかもしれない。見られるか見られないかだけで判断するのではなく、保存価値があるかどうかで検討した方がよいのではないかと。 見られないのであれば最終的に廃棄になると思うが、内容的に文化的な価値がある場合は積極的に保存した方がよいと思われるが、その検討はなされているのか。
中央公民館長	16mm フィルムのうち、タイトルから推測したものとなりますが、約半分は幼児・児童向けのアニメ等であり、ほかは家庭生活、消費者問題、青少年問題、防災、交通安全、環境問題をテーマとしたものとなります。 郷土関係をテーマとしたものも数本はある見込みですので、内容等を確認しながら選別していきたいと思います。
教育長	委員の皆様からはほかにありますか。 ないようですので、議案第1号は、原案のとおり可決することとしてよろしいですか。 (異議なし)
教育長	それでは、ご異議がございませんので、議案第1号は、原案のとおり可決することといたします。 ●報告第1号 「令和6年度むつ市教育委員会表彰受賞者の決定について（追加）」（総務課）
教育長	次に、報告第1号「令和6年度むつ市教育委員会表彰受賞者の決定について（追加）」について、事務局からの報告を求めます。
総務課長	(報告)
教育長	ただいま事務局より報告がありました、本件につきましてご質問などはありませんでしょうか。 ないようですので、本件については以上とさせていただきます。 ●報告第2号 「臨時代理した事項の報告について（工事計画の策定・市立小学校遊具更新工事）」（総務課）

教育長	次に、報告第2号「臨時代理した事項の報告について（工事計画の策定・市立小学校遊具更新工事）」について、事務局からの報告を求めます。
総務課長	（報告）
教育長	ただいま事務局より報告がありましたが、本件につきましてご質問などはありませんでしょうか。 ないようですので、本件については以上とさせていただきます。 ●その他
教育長	それでは次に、「その他」となりますが、まずは、委員の皆様から何かありませんでしょうか。
黒木委員	子どもから聞いた話で本当かどうかは定かではないが、某学校での事案を2点お伝えしたい。 1点目は、男子も女子もトイレの個室で排泄中に隣の便器に上がって上から覗かれることがあるとのことで、その学校では男子は一人ずつトイレに入らせるため、休み時間中ずっと行列ができていたという話を聞いた。 2点目は、授業でわからないことがあった子どもに、休み時間に学校の先生に聞きに行くよう助言したが、休み時間には学年ごとに通ってよいフロアが決まっていて、職員室に行く時間がないため先生のところへ行けないという話があった。 このような事案があることを事務局は把握しているのか、そしてそれが事実なら解決策を考えなければならないのではないかという2つについて確認したい。
教育長	では、トイレの覗きの件と生徒が先生に質問に行けないという件について、事務局からありますでしょうか。
学校教育課長	1点目のトイレの個室を覗くという訴えがあった場合、事実確認と指導がなされます。黒木委員からご指摘いただきましたトイレを一人ずつ利用させるのは健康への影響もあるため、学校に事実確認を行います。一番大事なのはいたずら行為をさせないことですので、そこも含めて聞き取りをしてまいります。 2点目の学年毎のフロアにつきましては、他学年との不要な接触を避けるという生徒指導上のルールであって、職員室に行けないということはないと思われます。例えば10分休みは準備時間のために会えないという可能性もありますが、少なくとも昼休みは職員室に行けますので、こちらにつきましても学校に聞き取りをして、昼休みでも先生に会えないというような状況があれば改善してまいりたいと考えております。

黒木委員	一つ目の質問は、過去にトイレに入れる人数を制限したことを現在も標準対応にしているのか。 二つ目の質問は、子ども達が10分休みも昼休みも先生に会えないと言うので、放課後に行くように助言したところ、放課後は先生がいらないと言うのだが、先生が放課後すぐいなくなるというのはおかしいのではないか。
教育長	一点目に関しては、まず、事案があれば当然指導が入らなければならないので、仮に加害者側が特定できずに被害を受けた子どもが怯えているようであれば、先程の説明にあったようにトイレに入れる人数を制限するという対応は臨時的に行うかもしれません。 二点目に関しては、放課後に先生がいらない理由として考えられるのは、先生がむつ☆かつの指導者で活動場所に出向いてしまっている可能性はあるかと思われます。基本的に勤務時間までは当然学校にいますので全く心配はいりません。 一番案じられるのは、子どもが先生に質問しに行っても教えてもらえないというイメージを持たれてしまうことであり、「いつでも来ていいよ。しっかり教えるよ。」という関係をしっかりと構築できるようにしていきたいと思います。
納谷委員	自分の子どもも授業でわからないことがあり、休み時間や放課後に先生に聞きに行くように話したことがあったが、子どもも先生も学校での一日のスケジュールがいっぱいで、10分休みは次の授業の準備があり、昼休みは委員会や部活動の役割があるため、遊べる時間も先生に聞きに行く時間もないと言っていた。 はたらき方改革やむつ☆かつによって学校から部活動がなくなって、現在は一日のスケジュールも変わってきているかもしれないが、先生は授業以外の事務的な仕事も多過ぎて、子どもも先生も時間がないのだろうと感じている。
教育長	昼休みに先生に会える時間がないのかということについてはどうでしょうか。
デジタル教育 指導推進監	小学校では、子どもは自由に遊んでおりますが、先生はこの時間を利用して家庭への連絡帳の記述やテストの採点などをしており、管理職の先生は体育館やグラウンドで子どもにケガがないよう見回りをしておりますので、納谷委員がお話されたように先生にとっては休み時間はないという感じです。 また、放課後につきまして、小学校は部活がないので、先生は会議や研究の時間に費やしております。
教育長	中学校はどうでしょうか。
学校教育課長	中学校では、各学校それぞれ45分程度の昼休みが設けられていて、委員会や生徒会の活動をしている子どももいますが、それ以外の子どもは自由な時間を過ごしています。 行事前になると自発的に合唱や体育祭の練習に取り組むこともありますので、小

	学校よりは自由な時間は少ないと思いますが、それでも先生に聞きに行くことは可能だと思います。
教育長	総括的に申し上げますと、やはり子どもも先生もゆとりのない状況というのは間違いないようですが、さらに改善を進めて先生に質問できる時間をしっかりと確保したいところです。
学校教育課長	職員室に先生がいても別の対応をしていて会えないという状況も十分にありますので、事前に先生に時間を取ってもらうように相談できれば、ミスマッチは解消できると思います。
納谷委員	子どもにも先入観があつて、先生のところへ行っても会えないとか時間がないから無理というように諦めてしまうこともあると思うので、子どもの先入観をなくしていただければよろしいのではないかと思います。
教育長	ご意見ありがとうございます。委員の皆さまからほかにありますでしょうか。
長岡委員	別件になりますが報道で知った件で、6月13日に当市で通学中の児童に包丁を向けた60歳の女性が逮捕された事件があったとのことですが、その被害児童からの申告はあったのか。あったとすれば教育委員会、学校としてどのような対応をしたのかお知らせ願いたい。
学校教育課長	(報道された内容をもとに説明。)
長岡委員	被害児童は面識もないのに包丁をむけられるという理不尽な経験をしたので、今後も中期的に観察をしていくなかで訴えがあるかもしれないので、アフターケアもしっかりお願いします。
教育長	引き続き被害児童のケアも含めまして、しっかりと対応させていただきます。 委員の皆様からはほかにありますでしょうか。 ないようですので、それでは事務局からは何かありませんか。
教育部長	下北地区統合校につきまして、6月10日に宮下知事及び風張教育長への要望活動を行ってきましたので簡単にご説明いたします。 要望書につきましては、事前に委員にも配布させていただいておりますが、むつ市長とむつ市教育長の連名で提出しております。 風張教育長からは、説明が不足な点については、不確かな情報を流すことでの混乱を避けるために説明が遅れてしまった。可能な限り早期に建物の方向性について説明をしたいと考えているとのことでした。時期は明示されませんでしたが、建物を新築するか既存の校舎を改築するか考えがまとまった段階で行うとのことでした。

	宮下知事からは、教育行政は知事としてできることとできないことがある。説明が至らずに地域が混乱していることは非常に残念に思っているが、県教育委員会にしっかりと説明責任を果たすよう既にお願ひしてあるとのこと。 また、今回のようにむつ市が主体となって協議会等を立ち上げて要望活動を行う姿勢は、今後の少子化対策を考えていく中で、地域が率先して取組んだという模範になるだろうとの評価をいただきました。 以上、時期は明示されておきませんが、近々建物の方向性については県教育委員会から地域への説明があるものと思われまひます。
教育長	それでは、委員からご質問等があればお願ひします。
納谷委員	先日の説明会では、入札中止にして既存のむつ工業高等学校（以下、むつ工校）の校舎で間に合うので、とりあえずスタートするという説明でしたが、そもそも現在のむつ工校の校舎で教育活動は行えるのですよね。 ただ、イメージ的に大湊高等学校（以下、大湊高校）がむつ工校に吸収されるような感じになってしまうので、校舎を新築して新しい校舎でスタートしたいということもわかります。 ほかにも、制服、校歌、校名などの課題もあるので、入学希望の子どものためにも早期に進めていただきたい。 また、今年の大湊高校の新入生はそのまま3年間在籍して、来年からは新入生がいないので、学校行事がどうなるかという不安もあると思うので、在校生のことも考えて県に対応して欲しいと思っています。
教育部長	少し補足しますが、令和9年4月の統合校のスタートは、校舎の建物自体の新築は間に合わないため、とりあえず既存の校舎でスタートしたいという説明でした。 新築というのが県の当初の構想だったと思いますが、入札中止という現状を踏まえまして、こちらからは要望書の2番目に記載しておりますが、新たな校舎の建築又は既存校舎のリニューアル改修いずれの場合であっても子ども達が行きたいと思えるような新築又は新築相当に改修した校舎でスタートをしてくださいとしております。 また、要望書の3番目では、万が一に既存校舎の改修になっても検討委員会の要望を実現できる校舎を整備することとしております。 最終的にどうなるかはまだわかりませんが、県教育委員会に対してはしっかりと地域の意見を伝えていくつもりでおります。
教育長	私も要望活動の場にいたので、納谷委員のご意見をすごく懸念していて、そこを強く県教育委員会にお願ひしてしっかりと対応していただけるよう、皆様の声が頼りとなりますのでよろしくお願ひいたします。
教育長	委員の皆様からはほかにありますでしょうか。

教育長 総務課主幹 教育長	ないようですので、それでは事務局からは何かありませんか。 その他、ないようですので、それでは最後に、事務局から次回の教育委員会会議の日程についてお知らせ願います。 (事務連絡) それでは、以上をもちまして「第 7 8 0 回むつ市教育委員会会議」を閉会いたします。
6 議決事項	議案第 1 号…むつ市視聴覚ライブラリーの廃止について …原案のとおり可決
7 その他会議において必要と認めた事項	なし
8 会議録署名	上記の決議内容について明確にするため、むつ市教育委員会会議規則第 2 4 条の規定により署名する。 令和 7 年 8 月 8 日 教育委員会教育長 <u>阿 部 謙 一</u> 会議録署名委員 <u>長 岡 俊 成</u> 会議録作成者 <u>柏 谷 圭 則</u> 総務課長